かいらん





平成23年6月15日 第**1434**号

ร่าคร่ำคร่ำคร่าคร่าคร่าคร่ากร่าคร่าคร่าคร่า

発行所 大 洗 町 役 場 〒311-1392 炭城県東茨城郡大流町磯浜町6881-275 **笠 (267) 5111**(代) URL http://www.town.oarai.lg.jp/編集 町 長 公 室

国民健康保険の免除について

大洗町国民健康保険の被保険者で、下記に該当される 方は医療機関に申し出ることにより一部負担金が免除されますが、平成**23**年**7**月**1**日からの一部負担金免除については、免除証明書が必要となりますので、該当される 方は申請書に必要書類を添えて申請してください。

対象者

- ・住宅が全半壊などの被災をした方
- ・ 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- ・原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画 的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の 対象となっていた方など

申請期限 平成23年6月30日(木) まで (土日を除く) 申請/問合せ 国保・年金課 国民健康保険係 (内線 157・158)

介護保険利用料等の免除について

被災した方で、要介護認定を受けて介護サービスを利用している場合、利用料や施設入所者などの食費・居住費の自己負担額の免除が受けられます。下記に該当する方は申請して下さい。

対 象 者

- ・住宅が全半壊などの被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無 収入である方
- ・原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画 的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の 対象となっている(またはなっていた)方など

申請期限 平成23年6月30日(木) まで (土日を除く) 申請/問合せ 福祉課 介護保険係 (内線 155)

大洗町食生活改善推進員養成講座

食生活に対する知識や技術を習得し、修了者は食生活改善推進員として地域の皆さんの健康づくり活動を行います。

丑 程 7月5日·12日·19日·26日(毎週火曜日)

時 間 9:30~14:30 (5時間)

場 所 ゆっくら健康館

対 象 者 大洗町在住の65歳前後までの女性

募集人数 20名程度

* *

申込み/問合せ 健康増進課 ☎ 266-1010

夏季・学童保育の利用申し込みについて

夏休み期間中、保護者が就労等で保育ができない小学 校1~3年生のお子様をお持ちのご家庭が利用対象です。 保育実施場所

- · 磯浜小学校学童保育所 · 夏海小学校学童保育所
- ・祝町小学校学童保育所 ・ドリーム学童保育所
- ・滝口学童保育所

利用期間 7月21日(木)~8月31日(水)

月曜日~土曜日 (7:30~19:00)

学童利用料 【7月】1,000円 【8月】5,000円

おやつ代 2.000円程度 (学童により異なります)

受付期間 6月27日(月)~7月1日(金) 9:30~17:15

○申込用紙は、各学童、または福祉課子育で 支援係にてお受け取りください。

受付場所 福祉課 子育て支援係

問合せ 磯浜学童保育所 **☎** 267-0238 福祉課 子育て支援係 (内線 154)

シルバービューティーサービス実施

茨城県美容業生活衛生同業組合大洗支部では、出張 サービスを行います。実施時期は**7**月です。

対 象 者 おおむね65歳以上で、要介護 1~5の女性

実施内容 頭髪のカット、軽い化粧

利用料金 1回 1,000円

申込締切 6月27日(月)

申込み/問合せ 社会福祉協議会 🕿 266-3021

大洗町漁業協同組合からのお知らせ

今年は、八朔祭りに山車を出す予定でしたが、震災の 影響により、今年の八朔祭りの参加は控えさせていただ きます。

問 合 せ 大洗町漁業協同組合 ☎ 266-2165

平成23年度における教科書展示会のご案内

町民の皆様に教科書に対する一層の理解を深めていただけるよう、教科書の展示会を開催いたしますので、ぜひご覧ください。

展示期間 6月17日(金)~6月30日(木)

展示教科書 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 会 場

【水戸市】水戸市総合教育研究所内(水戸市笠原町978-5)

☎ 029-244-1331 休館日:日曜日

【小美玉市】小美玉市役所小川庁舎内(小美玉市小川4-10)

☎ 0299-48-1111 休館日:土・日曜日

【鉾田市】鹿行教育事務所内(鉾田市鉾田1367-3)

☎ 0291-33-6138 休館日:なし

問合せ 学校教育課 (内線 358)

NHK放送受信料の 免除についてのお知らせ

NHKでは、東日本大震災における放送受信料の免除 について、次のとおり実施いたします。

免除の対象	免除の期間
半壊、半焼又は床上浸水以	平成 23 年 3 月~
上の程度の被害を受けた建	平成 23 年 8 月まで
物の放送受信契約	(6か月間)

《免除の手続きについて》

- ◆ 免除に該当される場合は、お手数ですが「放送受信料免除申請書」に「り災証明書の写し(コピー)」を添えて、下記までお送りください。
- ◆ 既にお支払い済みの場合は、お支払い済みの期間を 6か月間繰り下げさせていただきます。(返金を希望 される場合は別途下記までご連絡ください。)

送付先/問合せ 〒310-8567 水戸市大町3-4-4 NHK水戸放送局営業部

2 232-9811

「人権相談」7月14日(木) 10時~15時 役場 3 階会議室 マママママママロ お早く次へ回してください ……… マママママ